

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説  
—企業版ふるさと納税による寄附をご検討いただいている法人の皆様へ—

令和4年6月27日  
一部改正 令和8年4月1日  
内閣府地方創生推進事務局

企業版ふるさと納税では、内閣府令において、地方公共団体が、寄附を行う法人に対し、その代償として経済的な利益を供与することが禁止されています（具体的な条文は地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）の第13条です。）。

以下では、このことについて、一問一答の形式で解説を行っております。

なお、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A（第15版）＜事業実施・実施状況報告編＞」（令和7（2025）年4月1日、内閣府地方創生推進事務局。以下「Q&A」といいます。）も別途、公表しておりますので、ご関心があれば、併せてご覧ください。

また、解説の内容について、適宜、拡充を図っていくこととしています。

【総論】

総—問 1 寄附の代償（見返り）として禁止される事例は何ですか。

総—答 1 以下のような行為を、地方公共団体が寄附を行う法人に対して行うことは禁止されています。

- 寄附を理由とした補助金の交付
- 寄附を理由とした、他の法人の場合より低い金利での貸付け
- 入札や許認可での便宜の供与
- 合理的な理由なく、市場価格より低い価格で財産を譲渡すること
- 寄附を理由とした換金性の高い商品（商品券やプリペイドカード等）の提供
- 寄附を行うことを、公共事業の入札参加要件とすること
- 寄附を活用して整備した施設を専属的に利用させること
- 合理的な理由なく、他の利用者より低廉な料金で公共施設を利用させること

※ 参考：Q & AのQ 5－1－1

総—問 2 寄附の代償（見返り）には該当せず、許容される事例は何ですか。

総—答 2 以下のような行為を、地方公共団体が寄附を行う法人に対して行うことは禁止されておりません。

- 寄附を行った法人に対し、感謝状やこれに類するものを贈呈すること
- 地方公共団体のHPや広報誌等において、寄附を活用して実施している事業の紹介に併せて、寄附を行った法人の名称を他の寄附者と並べて紹介すること
- 寄附を活用して整備した施設等に銘板等を設置し、寄附を行った法人の名称を他の寄附者と並べて列挙すること
- 社会通念上許容される範囲内で記念品やこれに類するものを贈呈すること

※ 参考：Q & AのQ 5－1－2

## 【契約一般】

契—問 1 寄附を行った地方公共団体から工事の受注等を行うことは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的利益）に当たりませんか。

契—答 1 競争入札によるか、随意契約によるかにかかわらず、地方公共団体において以下の取組みが行われることを前提とすれば、寄附の代償として経済的な利益が供与されることには当たりません。

### ※ 補足説明その 1

地方公共団体において必要となる取組みとは、入札及び契約に関する次の 3 つのすべてです。

- ① 条例・規則等を含む法令を遵守すること
- ② 手続きにおいて、寄附を行った法人への便宜の供与など、寄附の受領を理由に他の法人との間で別異に取り扱うことがないようにすること
- ③ 手続きの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たすこと

ただし、③に関し、随意契約によることができる場合の具体的な基準が法令の範囲内で地方公共団体の自主的な判断に委ねられていることなどに照らし、一般競争入札や指名競争入札による場合に比べて、より一層、手続きの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たす必要があります。

### ※ 補足説明その 2

万が一、受注等を行う上で疑問等が生じた場合には、該当する地方公共団体に対し確認等を行っていただきますよう、お願いします。

※ 参考：Q&AのQ5-2-1、Q5-2-2

契—問2 過去に契約関係にあった地方公共団体や、現に契約関係にある地方公共団体に対し、寄附を行うことはできますか。

契—答2 原則として、寄附の代償として経済的な利益が供与されることには該当しないことから、寄附を行うことができます。

※ 参考：Q&AのQ5-2-3

## 【施設等の利用】

施—問 1 寄附により整備されたサテライトオフィス（シェアオフィス、ワーキングスペースなども含む。）を、寄附を行った法人が利用することは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的利益）に当たりませんか。

施—答 1 まず、寄附を行った法人によるサテライトオフィスの利用に先立ち、その他の者も利用しているというケースが挙げられます。この場合には、利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で不合理な区別がなされている事例を除いて、禁止される「寄附を代償とした経済的な利益の供与」には当たりません。

一方で、寄附を行った法人によるサテライトオフィスの利用に先立ち、その他の者は利用していないというケースが挙げられます。この場合に、地方公共団体において、利用のための公募が行われ、その他の者が将来的に利用することが排除されていないのであれば、禁止される「寄附を代償とした経済的な利益の供与」には当たりません。

### ※ 補足説明その 1

寄附により整備された施設（サテライトオフィス等）を、寄附を行った法人が利用する場合に、禁止される寄附を代償とした経済的な利益の供与に該当するか否かを判断するに際しては、主に、以下の 2 点が問題となります。

- ① 専属的な利用に当たるか否か
- ② 利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で、合理的な理由なく異なる取扱いがなされているといえるかどうか

### ※ 補足説明その 2

『寄附を行った法人による専属的な利用』には当たらない、と認められるためには、地方公共団体において、利用のための公募が行われることが必要です。そして、この公募では、寄附を行った法人以外の者も同じ条件で施設を利用することを可能とするために募集の手続きが採られることが重要です。

併せて、寄附を行った法人以外の者が将来的に利用することが排除されることのないよう、地方公共団体において取り扱うことも必要です。

### ※ 補足説明その 3

『利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で不合理な区別がなされている場合』としては、例えば、合理的な理由なく、寄附を行った法人のみに対して施設の利用料を無償にすることや、低廉な利用料が設定されることが挙げられます。

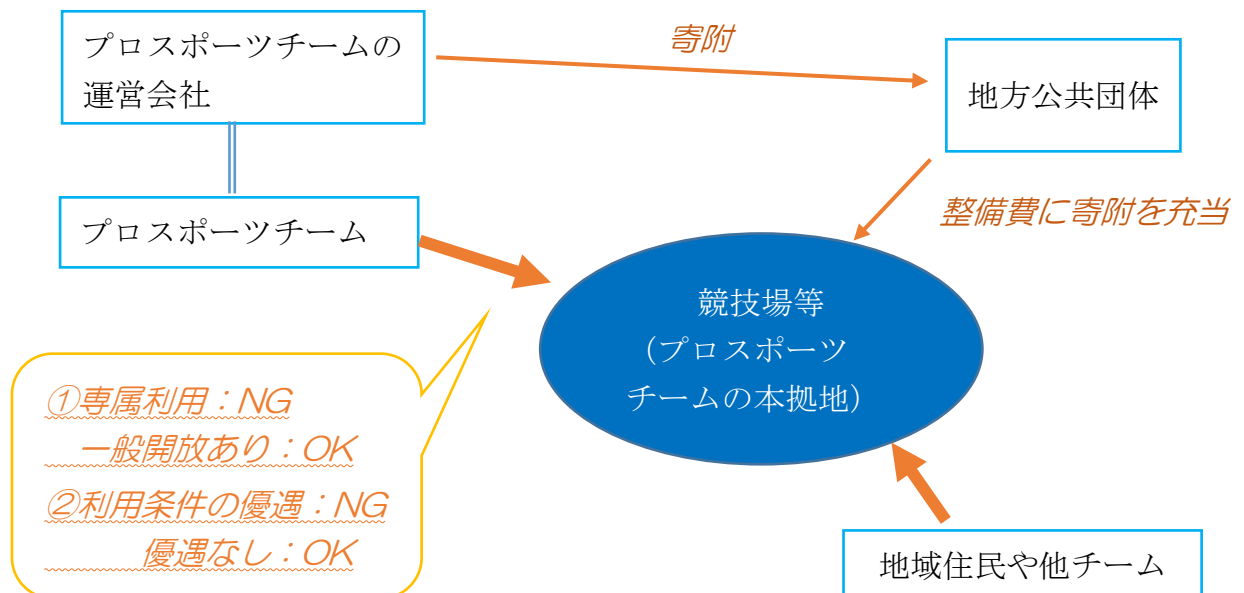
※ 参考：Q & A の Q 5 - 4 - 1、Q 5 - 4 - 2

施—問2 プロスポーツチームの運営会社から受けた寄附により、スタジアムやアリーナ等の競技場（以下、「競技場等」といいます。）を整備し、同チームがその競技場等を本拠地として利用することは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的な利益）に当たりませんか。

施—答2 寄附により整備された競技場等を、プロスポーツチームの本拠地として利用する場合でも、以下の点に留意すれば、禁止される「寄附を代償とした経済的な利益の供与」には当たりません。

- ・ 地域住民や他の団体による利用が排除されていない。
- ・ 利用料等の利用条件の面で、他の利用者との間で不合理な区別がなされていない。

【図】



※ 補足説明その1

寄附により整備された競技場等を、寄附を行った法人が利用する場合に、禁止される寄附を代償とした経済的な利益の供与に該当するか否かを判断するに際しては、主に、以下の2点が問題となります。

- ① 専属的な利用に当たるか否か
- ② 利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で、合理的な理由なく異なる取扱いがなされているといえるかどうか

※ 補足説明その2

『利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で不合理な区別がなされている場合』としては、例えば、合理的な理由なく、寄附を行った法人の運営するプロスポーツチームのみに対して、施設の利用料を無償にすることや、低廉な利用料が設定されることが挙げられます。なお、この具体例は、条例等の規定に基づく減免措置を一般的に妨げるものではありません。

※ 補足説明その3

寄附を行った法人が、例えば、プロスポーツチームを運営する法人の親会社である場合には、施—問2に対する施—答2と同様の考え方に基づいて、「寄附を代償とした経済的な利益の供与」に当たるかどうかを判断することになります。詳細はQ & AのQ5-5をご参照ください。

※ 補足説明その4

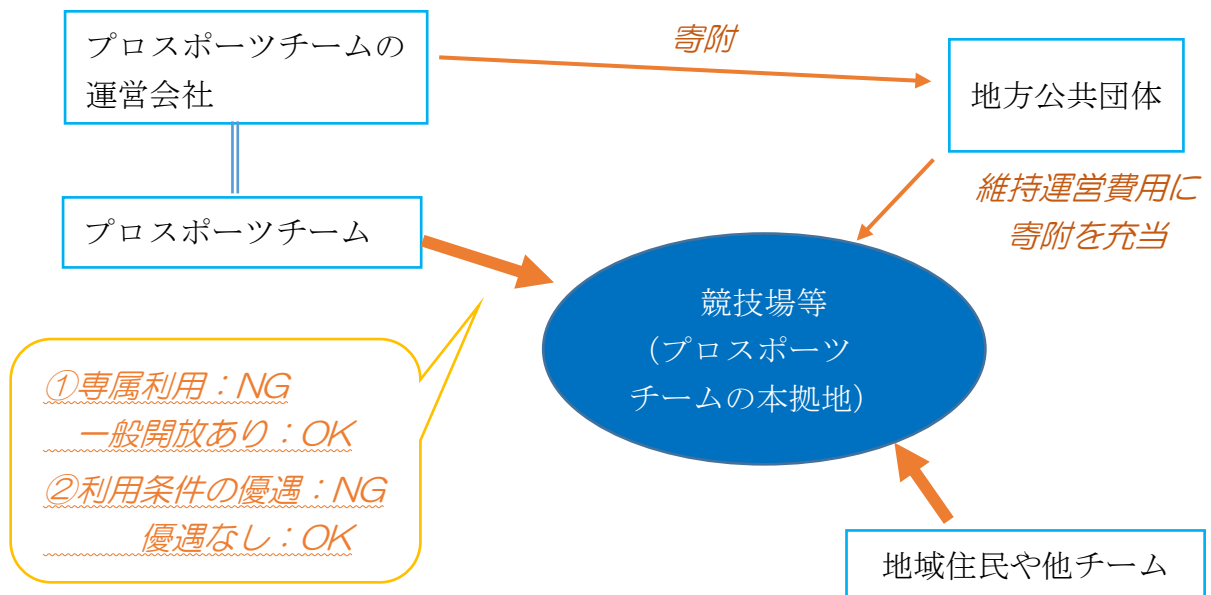
なお、プロスポーツチームの本拠地として使用されるための競技場等を地方公共団体が整備するに先立ち、当該地方公共団体が議会や地域住民に対し、その必要性や公益性等に関して十分に説明責任を果たすべきことは、言うまでもありません。

施—問3 プロスポーツチームの本拠地として使用されるためのスタジアムやアリーナ等の競技場（以下、「競技場等」といいます。）が整備され、同チームの運営会社から受けた寄附により、その競技場等の維持運営事業が行われている場合に、同チームがその競技場等を利用することは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的な利益）に当たりませんか。

施—答3 寄附により維持運営されている競技場等を、プロスポーツチームの本拠地として利用する場合でも、以下の点に留意すれば、禁止される「寄附を代償とした経済的な利益の供与」には当たりません。

- ・ 地域住民や他の団体による利用が排除されていない。
- ・ 利用料等の利用条件の面で、他の利用者との間で不合理な区別がなされていない。

【図】



※ 補足説明その1

寄附により維持運営されている競技場等を、寄附を行った法人が利用する場合に、禁止される寄附を代償とした経済的な利益の供与に該当するか否かを判断するに際しては、主に、以下の2点が問題となります。

- ① 専属的な利用に当たるか否か
- ② 利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で、合理的な理由なく異なる取扱いがなされているといえるかどうか

※ 補足説明その2

『利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で不合理な区別がなされている場合』としては、例えば、合理的な理由なく、寄附を行った法人の運営するプロスポーツチームのみに対して、施設の利用料を無償にすることや、低廉な利用料が設定されることが挙げられます。なお、この具体例は、条例等の規定に基づく減免措置を一般的に妨げるものではありません。

※ 補足説明その3

寄附を行った法人が、例えば、プロスポーツチームを運営する法人の親会社である場合には、施—問3に対する施—答3と同様の考え方に基づいて、「寄附を代償とした経済的な利益の供与」に当たるかどうかを判断することになります。詳細はQ & AのQ5-5をご参照ください。

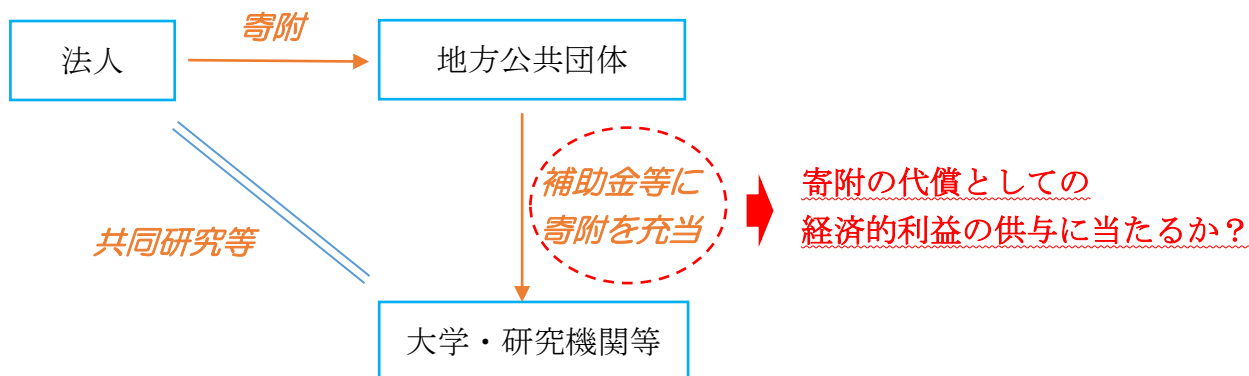
## 【共同研究等】

研一問 寄附を行った法人が、大学や研究機関等との共同研究等に参画する場合に、当該共同研究等の費用に当該寄附が充てられることは、禁止される寄附の戻り（寄附の代償として供与される経済的な利益）に当たりませんか。

研一答 まず、寄附を行った法人が共同研究等に参画するに際し、その他の法人（寄附法人の関係会社を除く。）も当該共同研究等に参画するというケースが挙げられます。この場合であって、共同研究等により得られる成果が社会実装される際に、寄附を受領した地方公共団体をはじめとする地域への波及効果が見込まれるのであれば、禁止される「寄附を代償とした経済的な利益の供与」には当たりません。

一方で、寄附時点又は共同研究等の開始時点において、寄附を行った法人やその関係会社のみが当該共同研究等に参画しており、その他の法人が参画していないケースが挙げられます。この場合に、その他の法人が将来的に参画することが排除されておらず、その上で、共同研究等により得られる成果が社会実装される際に、寄附を受領した地方公共団体をはじめとする地域への波及効果が見込まれるのであれば、禁止される「寄附を代償とした経済的な利益の供与」には当たりません。

### 【図】



### ※ 補足説明その1

寄附を行った法人が、大学や研究機関等との共同研究等に参画し、当該共同研究等の費用に当該寄附が充てられる場合に、禁止される寄附を代償とした経済的な利益の供与に該当するか否かを判断するに際しては、主に、以下の2点が問題となります。

- ① 共同研究等の参画者が寄附を行った法人やその関係会社のみではないかどうか、また、寄附時点又は共同研究等の開始時点において寄附を行った法人やその関係会社のみが参画者である場合であっても、当該寄附法人やその関係会社以外の法人が将来的に参画する余地があるかどうか
- ② 共同研究により得られる成果が社会実装される際に、寄附を受領した地方公共団体をはじめとする地域への波及効果が見込まれるかどうか

※ 補足説明その2

「寄附を受領した地方公共団体をはじめとする地域への波及効果」については、外部に対して可能な限り具体的に明示することが望まれます。

※ 補足説明その3

「その他の法人が将来的に(共同研究等に)参画することが排除されていない」ことを担保する方法としては、例えば、寄附を活用して実施する共同研究等の内容や参画にあたって参考となる情報などを、地方公共団体や大学等の研究機関のHPにおいて公開することなどが考えられます。

※ 補足説明その4

寄附を行った法人が、例えば、大学や研究機関等との共同研究等に参画する法人の親会社である場合には、研一問に対する研一答と同様の考え方に基づいて、「寄附を代償とした経済的な利益の供与」に当たるかどうかを判断することになります。詳細はQ & AのQ 5 - 5をご参照ください。

※ 補足説明その5

法人が特定の大学等の法人を指定し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に充当することを希望して支出する寄附については、寄附者の希望を斟酌しつつも、最終的には地方公共団体の判断によって支出先が決定されることを前提に、いわゆるトンネル寄附金に該当せず、地方創生応援税制の対象となります。詳細はQ & AのQ 3 - 16をご参照ください。

※ 補足説明その6

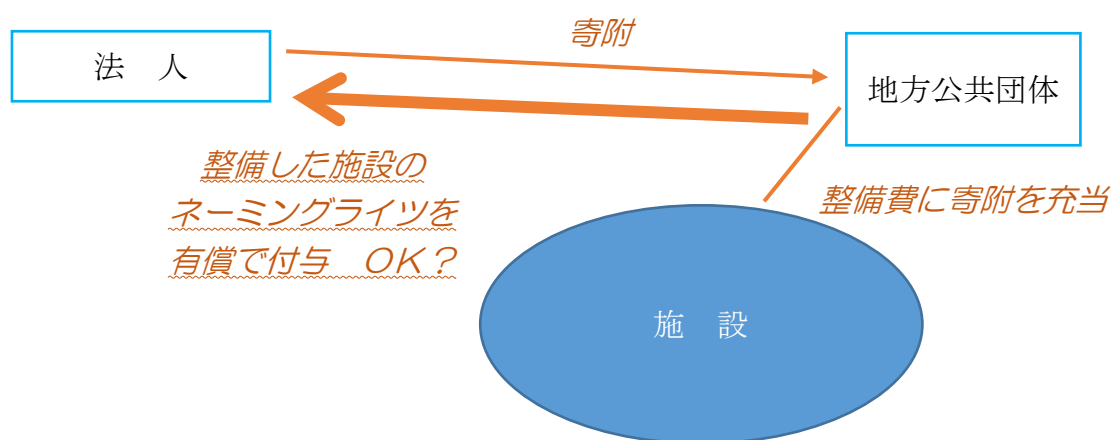
寄附金が共同研究等のための補助金等ではなく、大学・研究機関等の一般的な運営費等に充当される場合は、答の内容は当たりませんのでご注意ください。

## 【ネーミングライツ】

ネー問 寄附を行った法人が、寄附をした地方公共団体との間で、その寄附により整備された施設等について、有償のネーミングライツ契約を締結することは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的利益）に当たりませんか。

ネー答 地方公共団体において以下の取組みが行われることを前提とすれば、寄附の代償として経済的な利益が供与されることには当たりません。  
なお、施設等の整備に関する事業が寄附を活用して行われるものか否かによって、結論が左右されるものではありません。

## 【図】



### ※ 補足説明その1

地方公共団体において必要となる取組みとは、契約に関する次の3つのすべてです。

- ① 条例・規則等を含む法令を遵守すること
- ② 手続きにおいて、例えば、優先交渉権者の選定に際して寄附を行った法人しか応募できないような不合理な条件を設けることによる、当該法人への便宜の供与など、寄附の受領を理由に他の法人との間で別異に取り扱うことがないようにすること
- ③ 手続きの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たすこと

### ※ 補足説明その2

万が一、契約を締結する上で疑問等が生じた場合には、該当する地方公共団体に対し確認等を行っていただきますよう、お願いします。

### ※ 参考：Q & AのQ5-3-1

なお、無償のネーミングライツ契約の締結については、Q & AのQ5-3-2をご参照ください。